

北海道精神保健職親事業

回復途上にある通院中の精神障がい者が一定期間事業所に通うことにより、再発防止と社会的自立を促進し、障がい者の社会復帰を図ることを目的としています。

<対象者>

障がい者（知的障がい者を除く）のうち、保健所長が適当と認めた者が対象となります。

<職親>

障がい者の社会復帰に対して理解と情熱を有する事業主であって、保健所長が適当と認めた事業主が職親となります。

<申請方法>

職親の事業を受けようとする方は、最寄りの保健所又は支所に次の書類を添えた申請が必要です。

- ◇ 社会適応訓練申込書
- ◇ 主治医意見書
- ◇ 保証書（保護の任にあっている者がある場合）

<訓練期間>

- ◇ 原則として6ヶ月以内とします。
- ◇ 特に必要があると認められる場合は、延長及び再延長を含め18ヶ月を限度とします。

<作業時間等>

- ◇ 1日8時間以内、1ヶ月25日以内とします。
- ◇ 作業内容については訓練生の主治医の意見を聞き、職親と協議して決めます。

<委託料>

- ◇ 職親に対し協力奨励金として委託料が支払われます。

<訓練手当>

- ◇ 訓練生には訓練手当が支給されます。